

第38号議案

文京区教育委員会公告式規則の一部を改正する規則

上記の議案を提出する。

令和8年5月14日

提 出 者 文京区教育委員会

教育長 丹羽 恵玲奈

文京区教育委員会規則第 号

文京区教育委員会公告式規則の一部を改正する規則

文京区教育委員会公告式規則（昭和四十二年六月文京区教育委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「及び」を「、」に改め、「年月日」の下に「及び教育長名」を加え、「、その末尾に教育長が署名し」を削り、同条第二項中「公布は、」の下に「区のウェブサイトに掲載し、又は」を加え、「行なう」を「行う」に改める。

第三条第一項中「記入して、教育委員会印をおさなければならぬ。」を「記入しなければならない。」に改め、同条第二項中「第二条」を「前条」に、「これを」を「ついて」に改める。

付 則

この規則は、令和八年五月二十一日から施行する。

文京区教育委員会公告式規則（昭和四十二年六月文京区教育委員会規則第三号）新旧対照表

改正後（案）	現行
<p>○文京区教育委員会公告式規則</p> <p style="text-align: right;">昭和四十二年六月十四日 文京区教育委員会規則第三号</p> <p>第一条（略）</p> <p>（規則の公布）</p> <p>第二条 文京区教育委員会規則（以下「規則」という。）は、公布の旨の前文、年月日及び教育長名を記入し_____、同日文京区教育委員会の名で公布する。</p> <p>2 規則の公布は、<u>区のウェブサイトに掲載し、又は文京区役所門前掲示場に掲示してこれを行う。</u></p> <p>（規程の公表）</p> <p>第三条 規則を除くほか、教育委員会の定める規程を公表しようとするときは、公布若しくは公表の旨の前文、年月日及び教育委員会名を記入しなければ<u>ならない。</u></p> <p>2 <u>前条第二項の規定は、前項の規程について準用する。</u></p> <p>第四条（略）</p> <p>付 則</p> <p><u>この規則は、令和八年五月二十一日から施行する。</u></p>	<p>○文京区教育委員会公告式規則</p> <p style="text-align: right;">昭和四十二年六月十四日 文京区教育委員会規則第三号</p> <p>第一条（略）</p> <p>（規則の公布）</p> <p>第二条 文京区教育委員会規則（以下「規則」という。）は、公布の旨の前文及び年月日_____を記入し、<u>その末尾に教育長が署名し、同日文京区教育委員会の名で公布する。</u></p> <p>2 規則の公布は、_____文京区役所門前掲示場に掲示して<u>これを行なう。</u></p> <p>（規程の公表）</p> <p>第三条 規則を除くほか、教育委員会の定める規程を公表しようとするときは、公布若しくは公表の旨の前文、年月日及び教育委員会名を記入して、<u>教育委員会印をおさなければならない。</u></p> <p>2 <u>第二条第二項の規定は、前項の規程にこれを準用する。</u></p> <p>第四条（略）</p>